

総合モニタリング計画に基づく地下水の放射性物質モニタリング調査について

環境省では総合モニタリング計画（平成 23 年 8 月決定）に基づき、水環境（河川、湖沼等）のモニタリングを実施しており、地下水については、福島県および近隣県において放射性物質のモニタリング調査を継続的に実施している。また、モニタリングの結果については、取りまとめて公表するとともに、環境省ウェブサイトに掲載している。

(http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-gw.html)

総合モニタリング計画(抜粋)

○水環境のモニタリング

<地下水(井戸水を含む)のモニタリング>

- ・福島県並びに近隣県の地下水について、放射性物質の濃度の測定を行う。特に、福島県内の地下水については、より集中的に、放射性物質の測定を実施する。(略)

<調査方法>

- 【調査地点】 関係自治体と協議のうえ調査地点（井戸等）を選定
- 【調査頻度】 福島県は原則、年 4 回、その他の近隣県は年 2 回
- 【調査核種】 放射性ヨウ素（I-131）、放射性セシウム（Cs-134、Cs-137）、放射性ストロンチウム（Sr-89、Sr-90）
※放射性ストロンチウムは福島県内の一部の調査地点のみ
- 【検出限界】 1 Bq/L

<平成 24 年度の調査結果>

福島県及び周辺県（岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県）の 379 地点で調査を実施し、全地点のいずれの項目とも不検出。